

2007年11月9日の質問事項

【質問1】

第4次中間答申の記載を見る限り、コピーワンスの緩和の前提条件として「クリエイターへの適正な対価の還元が早急に措置されることが必要である」との点について合意されていることが明白ですが、私的領域で行われる録画についてクリエイターに対価を還元するような機能を持った制度は、私的録画補償金制度においては存在していません。よって、今般貴協会が私的録画補償金制度を否定するリリースを出されたということは、貴協会において今回のコピーワンスの緩和に関する合意を破棄されるものと理解してよろしいですか？

【質問2】

このような形で合意を破棄されることについて、緩和を待ち望んでいる消費者に対して、いったいどのように説明されるおつもりですか？

【質問3】

私的録画補償金について貴協会に一定のお考えがあることは良くわかりましたが、それならば、このような前提条件が盛りこまれた中間答申案策定の時点で、何故それを主張されなかったのですか？また今になって主張をされるのは何故ですか？

【質問4】

「一定の技術的保護手段による複製制限が施された環境下にコンテンツが提供された場合、どのような複製が行われるかについて権利者は予見可能であるので権利者の経済的不利益は存在せず、よって補償は不要である」とのご主張であるように思いますが、「どのような複製が行われるか権利者が予見可能である」ということと、「権利者の経済的不利益が発生しない」ということが、いったいどうして結びつくのでしょうか？権利者は、単にそこで生じる経済的不利益が予見できるだけの話ではないですか？

【質問5】

音楽CDには、「SCMS」という技術的保護手段による複製制限が施されており、長い間、私的録音補償金による補償が行われています。「SCMS」と「ダビング10」における複製制限は、複製できる回数にそれぞれ違いがあるほかは、同じ「コピーワンジェネレーション」であって何も変わらないと思いますが、録画だけが「コピー可能回数の大小に拘わらず補償の必要がない」理由はどこにあるのですか？

【質問6】

私的録音録画補償金制度は、私的な領域や規模を超えてまで複製されることを補償する制度ではなく、私的な領域や規模の範囲内で行われる複製に対して補償を行う制度です。10回という回数は、一般の消費者にとって十分な回数であると同時に、10回を越える複製については、私的な規模からはみ出た複製であると我々は理解しています。その10回という範囲内で行われる複製について発生する経済的な不利益について、補償の必要がないとされるのであれば、いったいどのような複製について発生する不利益が、補償の対象になるのでしょうか？

【質問7】

コンテンツとハードウェアはコンテンツ大国の実現のための両輪であるとよくいわれます。我々は優れた技術開発の成果である様々な機器等の恩恵を受けて活動をし、時にはそこからインスパイアを受けることすらあります。メーカーもまた、優れたコンテンツの訴求効果の恩恵を受け、時にはコンテンツから技術や製品が生まれ出ることすらあります。そのように、本来互惠関係にあるべき両者が相協力すれば更なる成果が期待できると考えていますが、こと補償金制度に関する限り、貴協会の態度は一貫して頑なであり、かつ敵対的です。こうした状況を打開してより良い関係を実現するために、ともに手を携えることはできないのでしょうか？お考えをお聞かせください。

2008年6月16日の質問事項

【質問1(8)】

貴協会の見解①「補償金制度とは、本来、私的複製が際限なく行われることで権利者に重大な経済的損失が生じる場合に、それを補償しようとするものである。」、同②「デジタル技術の進展に伴い、技術的にコンテンツの利用をコントロールすることが容易になっていく中で、補償金制度の必要性は反比例的に減少する。」とのご主張は、以上申し述べた客観的事実(補償金制度の法的位置づけ)に反するものでありますが、その点つきご意見をお聞かせください。

【質問2(9)】

今回の文化庁案において、制度の縮小廃止の方向性が見えないとする理由を、明確にお示してください。

【質問3(10)】

上記の事実(MDやCD-R/RW、DVD-R/RWの時代にもタイムシフト、プレイスシフトは存在した事実)がありながら、今後HDDレコーダー、携帯オーディオプレーヤー等が補償金の対象となることが、なぜ「補償金制度の趣旨に照らし合理性はなく、従って、消費者に不合理な負担を強いるものである。」とされるのか、その根拠をお聞かせください。

【質問4(11)】

この間、貴協会は、「ダビング 10」の前提条件である「クリエイターへの適正な対価の還元」と私的録画補償金は関係ない、との主張をされておられますが、それでは、ここでいう「クリエイターへの対価の還元」とは、いったいどのような方法で実現されるとお考えなのか、お聞かせください。

【質問5(12)】

貴協会による一連のご主張は、「消費者への配慮」という言葉を頻繁に使用されることとは裏腹に、文化庁案を拒否することで「ダビング 10」の実施を危うくしていることだけを取り上げても、「消費者の利益や利便性」よりも、むしろ私的録音録画補償金制度に係る負担のサイクルから、メーカーのみが責任を回避することに固執しているようにしか見えません。私的録音録画が自由であることからもたらされている利益につ

いては、消費者だけでなくメーカーにももたらされているものであって、その利益の一部については、第4次中間答申において「権利者に還元されるべき」とされた対価のリソースに含まれているというのが私たち権利者の考え方です。利益を追求することが企業の目的であることを否定はしませんが、私的複製を可能とする機器等を製造販売して利益をあげる以上、この因果関係と社会的責任からは逃れられないと考えておりますが、その点についてお考えをお聞かせください。

【質問6(13)】

貴協会委員が小委員会において、「補償を考える余地が生じてくるというふうに考えられる」と発言された「音楽CDからの録音」について、現在私的録音の実態の中心的存在となっているHDDレコーダーや携帯オーディオプレーヤーを指定しないで、いったいどのような方法で音楽CDからの録音に係る補償金制度を成立させていこうというのか、お考えをお聞かせください。

【質問7(14)】

どのような主旨で、かかる一貫性のない発言をされているのか、わかりやすく説明してください。